

## 平成 14 年度国家予算並びに税制改正等に関する要望書

(社)東京都自動車整備振興会 東京都自動車整備商工組合 東京都自動車整備政治連盟

1. 民間能力の活用を図る観点から指定整備制度の健全な発展に資する規制の見直しを検討されたい。

「民で出来るものは民に任せる」という行政改革の基本理念に基づき、民間にその業務の主体を委ねられることが可能なものについては、徹底した民間能力の活用を図るべきであり、これは小泉純一郎内閣がめざしている「構造改革」に合致する。

このような観点から、自動車の安全性の確保と公害の防止を図るための「自動車の検査」のうち、自動車検査証の有効期間の満了後も引き続き使用するための「継続検査」にあつては、すでに七割近くをいわゆる「民間車検」(指定整備)で処理している現況にある。この「民間車検」は整備と検査が一体的に処理される制度であり、自動車の安全確保、公害の防止の面はもとより、自動車ユーザーの利便向上、さらには行政事務の簡素・合理化という面からも少なからず寄与している制度でもある。

一方で、平成七年七月の新車両法の施行に伴う「前検査」の容認や、一連の検査・整備制度の規制緩和によって、いわゆる「ユーザー車検代行業者」の増加など、定期点検整備の確実な励行が後退しつつあり、強いては自動車ユーザーの「自己責任」の正しい定着化が懸念され、整備不良による交通事故の増加も危惧される場所である。

このような中で、平成七年十二月の行政改革委員会からの「民間車検場の検査の際には、事前の点検・整備を同一工場で行わなければならないとしているが、その制約を見直すべきである」との指摘を受け、平成九年二月に特定指定整備制度が設けられたところであるが、この制度についてその一層の推進と健全な発展を図るため、同一法人、同一事業者における特定指定整備工場の工員数要件、設備要件等の見直しを検討されたい。

2. 残存期間があるまま解体による永久抹消等をした自動車ユーザーに対し、支払済の自動車重量税を還付されたい。

自動車整備事業場の顧客である自動車ユーザーに対しては、自動車の購入時や保有時等において多くの税が課せられている。

自動車の保有に対して課せられている自動車重量税は、主に道路財源を目的とする税であり納税することにより、車検期間に見合った期間について道路を走行する権利を有することになる。この道路を走行する権利を有している期間(車検期間残存)中に、使用済み自動車等が解体による永久抹消及び軽自動車の解体による自動車検査証の返納(以下、解体による永久抹消等いう。)をすると、当該自動車はその後道路を走行することはなく、道路を損傷する恐れもなくなる。

さらに、21世紀に向けて限られた資源を有効に活用するための循環型社会を目指すためには、使用済み自動車等の適正処理とリサイクル部品の普及・促進を図ることが重要である。

このためには、車検期間の残存があるまま解体による永久抹消等をした自動車のユーザーに対し支払済みの自動車重量税について、当該車検期間の残存期間分に相当する自動車重量税を還付することにより、使用済み自動車の適正処理及びリサイクル部品の推進が図られることになる。

以上の理由により、残存期間があるまま解体による永久抹消等をした自動車ユーザーに対し支払済みの自動車重量税を還付されたい。